

一般競争入札公告

沖縄県が発注する沖縄県本庁舎執務室の仮移転に伴う引っ越し作業委託契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
沖縄県本庁舎執務室の仮移転に伴う引っ越し作業委託契約
- (2) 契約の内容 契約書・仕様書（案）のとおりに
- (3) 業務場所
 - ① 沖縄県本庁舎（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号）
 - ② 沖縄県南部合同庁舎（沖縄県那覇市旭町116番37号）
 - ③ 自治研修所（沖縄県那覇市西3-11-1）
 - ④ 旧県立図書館（沖縄県那覇市寄宮1-2-16）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- (2) 沖縄本島に本店又は支店、営業所を有すること。
- (3) 県税（法人事業税）、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けた者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、「沖縄県本庁舎執務室の仮移転に伴う引っ越し作業委託契約関係用式集」に掲げる書類を直接若しくは郵便（レターパック等配達履歴を確認できるもの）で、(2)イに掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請期間・提出場所及び問い合わせ先

ア 期間 この公告の日から令和7年7月2日(水)(土曜日、日曜日、祝祭日を除く、平日9:00から17:00の間)までとする(ただし、7月2日(水)は9:00から15:00まで)。

イ 提出場所及び問合せ先

沖縄県総務部管財課本庁舎改修推進室 荻堂・平賀

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号: 098-866-2106 FAX番号: 098-866-0246

※申請書等様式は、沖縄県公式ホームページに掲載。

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/index.html>

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和7年7月3日(木)までにFAX等で通知する。

6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

8 資格の取消し等

入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は、その事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札執行の場所及び日時

本入札は現地入札によるものとする。

- (1) 場所 沖縄県庁13階 第5会議室
- (2) 日時 令和7年7月9日(水) 10:00

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積もる契約金額(消費税込み)の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と同種、同規模の契約を複数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、見積もる契約金額(消費税込み)の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を複数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

14 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

- (1) 質問期限及び方法
 - ア 期限 令和7年6月30日（月）12：00まで
 - イ 方法 別添質疑書を総務部管財課へ事前に電話連絡の上、FAXで提出すること
- (2) 回答方法
 - ア 期限 令和7年7月2日（水）17:00まで
 - イ 方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

15 その他

- (1) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。